

陽だまり

今年を「安倍政権さよなら」の年に

会長 新野 勝昭



組合員の皆さんには、明るい年をお迎えのこととお喜びを申し上げます。

アベノミクスの偽装

安倍政権は、戦後最長の景気拡大と宣伝し、労働者の賃金は高水準に推移しているとしきりに自慢していましたが、その自慢は崩壊しました。厚生労働省の勤労統計で不正があったことが発覚し、賃金上昇は偽りであり、

実際は賃金が低下していたのです。しかも、この勤労統計の不正により、雇用保険や労災保険を過少に支給し、この被害を受けた労働者は二千万人以上にのぼっています。

大企業は、円安で、膨大な利益をあげましたが、ほとんどの中小企業は、厳しい経営を強いられています。実質賃金が下がっていることから、購買力が低下し消費不況が続いているのが現状です。アベノミクス成功の虚構が、音を立てて崩れたのです。

株価急落で年金運用 14.8 兆円が赤字

安倍政権は、年金の運用について、2014年のときに株式への運用比率を高めました。

これは、株価の上昇をはかり、景気拡大しているかのようにみせて、自民党の選挙に有利に進めるためのものでした。株の運用は、投機ともいわれ、ギャンブルみたいなものであり、極めて危険性が高いものです。実際に、最近の株価の急落で、年金運用実績が 14.8 兆円の赤字であり、私たちの年金積立金は危機的状況になっています。

日本の人口が激減、人手不足が深刻、外国人労働者の増加

いまの日本では格差と貧困が広がり、非正規労働者は 40%を超え、年収 200 万円以下のワーキングプア層は一千万人以上、長時間労働、過労死の増大、労働者の権利が侵害されて、人間としての尊厳すら認めない職場が蔓延しています。結婚もできない生活を強いられていて、これが少子化、人口減少の最大の要因となっています。安倍政権は、大企業と富裕層の利益のみしか頭がなく、労働者の生活問題の解決は、まったく無視しています。

このことで人手不足が深刻し、企業利益に重大な支障をきたすことから、外国人労働者を大量に受入れる方針を決めましたが、低賃金と無権利状態の外国人労働者が増加し、日本の労働者も含めて、悲惨な状態となり、日本の社会は崩壊していきます。

2019 年は、安倍政権のウソ・偽り、強権政治に、終止符をうつ年にしていこう！

札幌パートユニオンは、今年も、ひとはみんなのために、みんなはひとりのために、不当なことには毅然として皆で立ち向かう！働く者が尊重される社会をめざして運動を広げていきます。皆さんのご奮闘をお願いします。

組合員の皆さん！ぜひ参加を！

3月23日（土）札幌パートユニオン第35回定期総会・記念講演会・懇親会

札幌パートユニオン第35回定期総会を2019年3月23日（土曜日）
午後2時00分から、札幌すみれホテル（中央区北1西2）で開催します。

年1度の総会です！組合員の参加をお願いします。

労働者を取りまく情勢は、厳しいものがあり、実質賃金が下がる一方です。
社会保障も後退し、老後の生活の不安も広がっています。

札幌パートユニオンとしては、去年は、労働法改悪阻止、原発、戦争法、憲法改悪阻止、沖縄の闘い、平和と民主主義を守る運動にも積極的に参加してきました。
働く者の生活と権利を守るために、みんなで団結して、札幌パートユニオンのさらなる前進にむかって、がんばっていきます。

札幌パートユニオン第35回定期総会

とき 2019年3月23日（土）午後2時00分から

ところ 札幌すみれホテル 札幌市中央区北1条西2丁目

総会終了後、下記の通り、記念講演会と懇親会を同会場において開催します。

午後4時00分から

記念講演

講師 教授 岩本 一郎 氏
北星学園大学経済学部経済法学科
演題 「憲法改悪」と私たち・・・



午後5時30分から

懇親会

みんなで食べて飲んで楽しく交流を深めます。

懇親会は一人2,000円の会費になります。

必ず・お願い 同封しているハガキに氏名と出欠を明示し（総会を欠席する場合は必ず委任状の欄に署名する）、ハガキが3月10日（日）までにパートユニオンの事務所へ届くよう、忘れずに返送してください。

パートユニオン第34期第3回定例学習会(12・28)開催

「労災保険の制度 業務災害と通勤災害」 労災保険制度を学ぶ

／職場の不法行為対応 E社労働条件不利益変更事件

根拠なき大幅賃下げは許さない！

パートユニオンの今期第3回目の定例学習会を12月28日(金)に、すみれホテルで開きました。学習会後に札幌地区ユニオン拡大執行委員会を開くため、地区ユニオンの他組合組合員も参加し20名を超える参加で実現しました。

まず、前半は新野会長の講義で、労働災害保険の制度について学びました。労災保険制度の目的や、労働者を雇用する事業所の労災保険への強制加入の原則などの基本と、業務災害の認定の要素、認定される事例、認定されない事例が示されました。また、通勤災害について、「合理的な経路と方法」という認定の範囲を確認したうえで、通勤災害の認定がされない「逸脱」「中断」の事例、「合理的な経路」「合理的方法」の事例も示して、詳しい解説がされました。また、日本の通勤災害は労基法の解雇制限規定が適用されておらず、先進国のなかで遅れているとの指摘もありました。Q&Aでは、参加者の通勤経路・方法が通勤災害に当たるかどうかの疑問が多く出ました。



つづいて山本事務局長の講義で、N組合員にかけられた、60歳を契機とした根拠なき大幅賃下げの争議についてでした。これまでの経緯の説明と、会社側がユニオンと賃下げをめぐる交渉中であり、新たな労働契約が結べない状況であるにもかかわらず、一方的に会社側の主張どおり大幅に下げた賃金支給を強行したこと、ユニオンは会社側に対して、その行為が不当労働行為であることを強く指弾し団交を要求しているという、直近の現実を紹介しました。そのうえで会社側の賃下げ理由は全く根拠がない、不当なものであることが明らかにされました。

そして、今後は次の団体交渉でユニオンの姿勢を改めて明示し、その後に想定される労働委員会への不当労の訴え、様々な抗議行動などに取り組むことが示され、とりわけ当事者を支える、組合と組合員のサポート体制をつくって取り組むことが大事だという訴えがされました。Q&Aでは、より詳しい現実の共有が進み、また今後の展望についても意見交換がされました。

札幌地区ユニオン拡大執行委員会に続いて、望年の会が開かれる

パートユニオンの学習会が終わって、会場を変えて学習会に参加したパートユニオンの組合員も含めた



札幌地区ユニオンの第20期第10回執行委員会(拡大)が開かれました。会議では、パートユニオンN組合員の争議対応の提起や、3月のパートユニオン定期総会での記念講演会を憲法問題で行うことなども紹介されました。

拡大執行委員会の後、同会場で札幌地区ユニオン恒例の「望年の会」が開かれました。カラオケ大会や、参加組合員の一言挨拶も行われて、楽しい交流のひとときを過ごしました。(Y)

札幌地区ユニオン 第20期 第2回組織研修会開かれる(11.17) ～労働法制改悪から身を守ろう！～

11月17日(土)夜18時から、ユニオン会議室で札幌地区ユニオンの第2回組織研修会が開かれました。20名にのぼる組合員が参加し、「労働法制改悪から身を守ろう！」のテーマで、札幌地区ユニオン山本書記長の提起、同・新野特別執行委員の助言で行われました。

開会挨拶のあと、提起の第1は「労働条件不利益変更～再雇用契約と有期雇用契約～について」でした。労働条件の変更は、個別労働者の合意、あるいは就業規則の変更によって行われるが、08年労働契約法によって規範が示された。合意が前提であること、誠実さが求められることが基本的な原則であって、合意が不成立の場合には“今までどおり”が原則となること。こうしたことを二つの判例をあげて解説がされました。また同意の明示がなくても「黙示的同意」とされる場合があるが、十分な理解の上での自由意志か、同意の動機に錯誤はなかったか、争って同意が認められなかった判例も解説されました。



次に、就業規則による労働条件の変更について、判例を下に、たとえ就業規則の変更が「合理的」であったとしても、労働者への周知がどうだったか、合理性の判断は個々の労働者に応じて異なる場合があること、また労働協約による変更についても説明されました。

そして不利益変更にたいする取り組み指針として、まずは軽々に返事をせず、変更すべき理由は何か、変更する規則・条項はあるのか、自身が合意できるのかをしっかりと確認すること。就業規則・労働協約による変更の場合には、それが許容範囲であるかについて、医療のセカンド・オピニオンのように、最適なジャッジユニオンに判断を聞くことも大事だと提起がされました。



定年再雇用者の不利益変更では、仕事内容との整合性、他の労働者との対比で自分の条件はどうか、就業規則はどうなっているのか等を確認することが大事だとの提起でした。無期転換後、同条件ではなく不利益な変更がされることがあることにも注意が促されました。

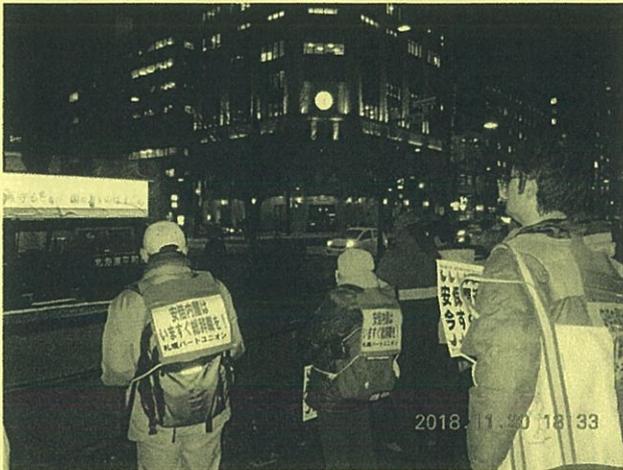
このあと、パートユニオン組合員Nさんに今かけられている、60歳になるに当たっての不利益変更(Nさんが該当する就業規則には不記載)について、新野さんからの説明とNさん自身からの発言を受け、参加者は質問・意見を出し合い争議の全体像を共有しました。

休憩の後、第2提言として、パートユニオン組合員Sさんの不当労働行為事件について、本年初頭に始まった争議の概要が説明されました。会社側は言いがかりをつけ退職を強要し、一度の団交以降、Sさんが「自己都合退職をした」とウソを言って一方的な主張を文書で繰り返すだけで、団交要求を拒んでいる事件です。参加者から憤りの発言が相次ぎました。山本さんからは11月29日の第1回審問への傍聴行動が呼びかけられました。

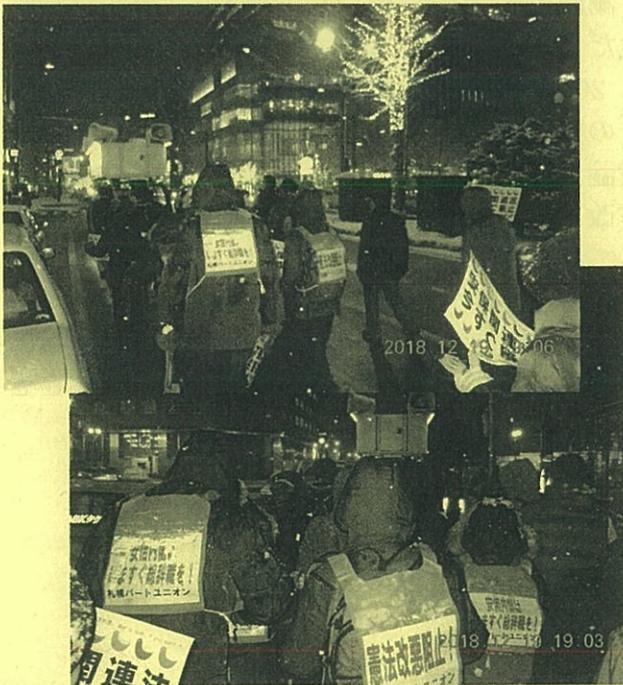
最後に参加した地区ユニオン4単組の参加者から、研修会の感想や職場の現状の発言を受け、閉会挨拶をもって研修会を終了しました。(Y)

寒さの中でも、総がかり行動に立ち上がる！

戦争法・共謀罪廃止！ 9条、緊急事態条項・戦争をする国への憲法改悪を許すな！ 平和の取り組み～声をあげ続けることが大事



上左：11.20 総がかり行動 上右、下左 2枚：吹雪く中での12.19 総がかり行動 下右：1.19 総がかり行動



3月23日(土)札幌パートユニオン第35回定期総会の記念講演は、『『憲法改悪』と私たち・・・』をテーマとし、講師は北星学園大学経済学部教授 岩本一郎さんです。ぜひ参加しましょう。

岩本先生は「戦争をさせない北海道委員会」の呼びかけ人でもあり、戦争をさせない総がかり行動で、たびたびアピールをされています。安倍政権が強引に進めようとしている“憲法改正”とは一体何なのか。しっかりと考えていこう。

「底上げ・底支え」「格差是正」

「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現を!

2019 年春闘討論集会で闘う意思統一



上：石狩地協太田会長挨拶 下：上田弁護士講演



1月25日(金)に札幌市教育文化会館で、連合北海道石狩地協主催の2019 春季生活闘争石狩地域討論集会在約50名の組合員の参加で開催されました。札幌パートユニオンからも7名が参加しました。

主催者挨拶の後、日本労働弁護団北海道ブロック事務局長の上田絵理弁護士の基調講演を受けました。上田弁護士からは、昨年6月に強行採決され成立した「働き方改革関連法」について、「時間外労働の上限規制」といっても労災認定基準に達するものであること、合法的時間外労働であるとして、使用者の免責、労働者救済が図られないなどの危険性がありうること、「高プロ」の対象者などあいまいなままで、拡大の恐れがあることなどが指摘されました。また「裁量労働制の拡大」が狙われており、「高プロ」以上に危険だとも言えると警鐘が鳴らされました。

つぎに2019 春闘方針の議論に入り、連合の2019 春闘方針の説明につづいて、石狩地協の春闘方針提起され討論が行われました。4月から施行が始まる「働き方改革」をはじめ、政府の労働政策は危険性が内在しており強い監視が必要とし、今春闘では、賃金の絶対額を重視した月例賃金の引き上げ、「底上げ・底支え」「格差是正」「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現をめざし団結して闘うことを確認しました。

道内各地のユニオンが結集し交流を深める 北海道地域ユニオンひらく



1月19日(土)に、連合北海道北海道地域ユニオン第19 回定期大会が36名の代議員が参加して、札幌ビジネスセンターで開催されました。

北海道地域ユニオンは、道内各地のユニオンが結集し、活動を展開しています。

札幌パートユニオンは札幌地区ユニオンを通じて北海道地域ユニオンに加入し、ここの中核組織であり、大会には9名が参加しています。

今後一年間の活動方針として、①組織の強化と拡大 ②2019 春闘の推進を重点課題とし、統一地方選挙、参議院議員選挙の推進も確認しました。今大会をもって山本功書記次長が退任し、光崎聡石狩地協副事務局長の書記次長就任が決まりました。

大会後は懇親会を開き、各地区のユニオンの仲間の紹介と、活動状況の報告がありました。

組合員の声を届けます



ユニオンは、平和の取り組みとして「戦争をさせない」総がかり行動などに参加しています。昨年12月5日に行われた、沖縄・辺野古新基地などの基地建設に反対する住民を描いた映画の上映会に参加した組合員の感想を掲載します。

沖縄の基地建設強行・反対の闘いから見えること

—三上智恵監督「標的の島 風かたか」を鑑賞して—

昨年12月5日に自治労会館で行われた「戦争への道は許さない！12.8北海道集会」（平和運動フォーラム）として催された「標的の島 風かたか」の上映会に参加しました。

映画はアメリカ軍の沖縄・辺野古新基地、高江のヘリパッド建設、石垣島・宮古島での自衛隊配備・ミサイル基地建設に反対する沖縄住民たちの、全国から動員された大量の機動隊を前にしての体を張った阻止の闘いの記録です。それとともに、太平洋戦争時に本土の盾として人口の4分の1にのぼる12万人もの住民の死者を日本国家・軍に強制された歴史と、それを背負いつつ闘っている住民たちを結び付ける沖縄独特の行事・文化への思いを重ね合わせて沖縄の今の姿を描き、いわゆる本土に住む私たちに厳しい問いかけをする映画でした。

上映後に三上知恵監督は、「子や孫の「風かたか」（風除け）になるのだ」という住民の強さを描きたかったと述べました。日本の大多数は、沖縄を、自分たちを守る「風かたか」にしようとする。アメリカは沖縄の列島を対中国の「風かたか」にして、“まずは撤退、その後奪還に出るか、日中の国境紛争として介入しないか判断する”という戦略をもっていることを指摘し、映画の題名の中の「風かたか」は3重の意味を持つとも述べました。そして、「基地建設反対」と言う人の中でも「自衛隊」となると反対の腰が引ける人がいる、さらに「沖縄は大変だね」という寄り添いを示す人も多いと。しかし、沖縄の今が示すのは、沖縄が大変なのではなく日本の民主主義が終わっているということ、自分の周りはずで燃えているのに、家の中でクリスマスの準備をしている、自分の問題とっていない、それでいいのかと問いかけました。

安倍政権は「安全保障」を掲げて、特定秘密保護法、集団的自衛権容認・安保法、「共謀罪」法を次々強行し、自衛隊の軍事力・米軍と一体となった作戦行動も着々と拡大し、さらに戦争への道の歯止めの役割をしているとも言える憲法9条を亡きものにしようとしています。

「戦争への道を許さない！」という声を上げ続けると同時に、「国を守る」とはどういうことか、「軍隊」とは何か、一体何が問題なのか、私たちはどうしたらいいのか、より深く考えていかなばと考えさせられました。（組合員Y）

1/25 北海道平和運動フォーラム 第19回憲法問題連続講座 「沖縄スパイ戦史」（三上智恵、大矢英代監督）上映会に、地区ユニオン平和学習会としてパートユニオン組合員も参加しました。

太平洋戦争末期、沖縄で民間人を含む20万人余りの死者を出した地上戦。戦後70年以上語られなかった少年兵を使った陸軍中野学校の「秘密戦」を描く記録映画だ。「少年ゲリラ兵、軍命による強制移住とマラリア地獄、やがて始まるスパイ虐殺・・・「秘密戦」の数々が一本の線で繋がるとき、明らかになるのは過去の沖縄戦の全貌だけではない。映画は、まさに今、南西諸島で進められている自衛隊増強とミサイル基地配備、さらに日本軍の残滓を孕んだままの「自衛隊法」や「野外令」「特定秘密保護法」の危険性へと深く斬り込んでいく。」（プログラムより）



ワーキングプアをなくし、地域経済の活性化のために 地域を元気に、公契約条例の制定を！



2018年12月5日、18時、自治労会館において、札幌地区連合、労働弁護団などの主催で、公契約条例の制定を目指す札幌市民集会を開催しました。

公契約条例が出来れば、札幌市が契約する仕事で働く労働者の「賃金下限額」が決められ、最低賃金より、もっと高い賃金がもらえます。

公契約は、良質な公共サービスを保障し、地元中小企業の経営向上につながっていき、地域経済の活性化と持続

可能な地域社会を創り出すことが出来ます。

5年前、上田札幌市長は「公契約条例」を議会に提案しましたが、自民党と公明党の反対で1票差で否決されました。この悔しさをバネにして、なんとしても、札幌市において「公契約条例」を制定するために、さらに運動を大きく広げていこうと札幌市民集会を開催したものです。

千葉県野田市で日本最初の制定以来、その後、続々と47の自治体で制定されて、2016年、旭川市においても、「公契約条例」が制定されました。

「公契約条例」制定のために、多くの仲間と共に運動を広げていきます！

11月10日札幌中心部で市民にアピール

第2回街頭宣伝行動



「雇用安定・均等待遇の実現を！」「職場の悩みは、一人でも誰でも加入できる札幌パートユニオン」へ

札幌地区ユニオン・札幌パートユニオンの
ホームページを見よう！次々と更新しています！

アドレスは <http://spk-chiku-union.jp/>

札幌パートユニオン 検索

職場の問題解決の取り組み

ある介護移設で3名の組合員に整理解雇の暴挙！



札幌パートユニオンでは、いまの社会情勢を反映して、連日、多くの労働者から労働相談があり、問題を解決するために当ユニオンに加入し、団体交渉を行い、多くは、そこで解決しますが、ブラック企業と言われるところは、団体交渉でも解決せず、労働委員会にあっせん、不当労働行為救済、又は札幌地裁の労働審判での闘いとなるケースが増えてきています。

現在、労働委員会に不当労働行為事件であげているのは、6件となっています。

札幌市内にディーサービスの三カ所と整骨院を営んでいる会社で、豊平区に所在するディーサービスで働いている組合員3名（男2名と女1名）ですが、昨年12月に、時間外手当未払分を要求したところ、いきなり事業所を閉鎖し、他の会社に事業所を譲渡すると通知されて、譲渡先では、当初、3名を受け入れるとして、双方で確認したにもかかわらず、年明け、譲渡元会社で、正社員3名の組合員を除いて、パートのみに譲渡先に行く意向確認書を配布したことから、譲渡元会社の専務に聞いたところ、「3名は組合員だから。」とされています。

今年の1月10日、譲渡元代理人の弁護士から、当ユニオンに、事前協議もなく、突然として「譲渡先が3名を受け入れない。」ことを理由に、3名に対し、即日解雇するとして整理解雇を通告してきました。

整理解雇する場合は、4要件（①人員削減の必要性②解雇回避努力③解雇対象者の選定基準の公正・合理性④組合又は対象労働者との説明・協議などの手続き）、すべてがそろっていなければなりません。会社は一方的に解雇するなど極めて乱暴なやり方です。

このあと会社と団体交渉を行いました。譲渡する場合は、自由に解雇できるとして回答にならない回答であり、時間外手当未払分に関しても、きちんと説明がされません。

明らかに誠意ある対応をしませんので、団交拒否に該当する不当労働行為となります。

2月1日、解雇撤回と譲渡先に受け入れさせること、不誠実交渉などで、労働委員会に不当労働行為救済の申し立てをしました。

譲渡先会社とも団交を行いました。パートの多くは、3名と一緒に働きたくないと言っている。3名を受け入れしないとの回答でしたが、まったく理由にならない回答であり、譲渡先に対しても、同様に労働委員会に不当労働行為救済の申し立てをしました。

介護、福祉関係の会社が増えています。すべて国民、市民の税金、介護保険で運営されていて、利用者へのサービス向上、労基法、労組法など法規の順守が求められますが、これを指導する札幌市保険福祉局は、悪質なる企業に対し、厳重に指導し、指導に従わない場合は、処分するなど対応しなければなりません。きちんとした指導が行われていないことが、悪質企業の増加の要因となっています。札幌市の責任は重いものがあります。

これまで

- 11月17日(土) 札幌地区ユニオン 第2回組織研修会 (ユニオン会議室)
 11月20日(月) 「戦争をさせない」総がかり行動 (大通り西3)
 11月22日(木) 札幌パートユニオン 第34期第5回幹事会 (ユニオン会議室)
 12月5日(水) 「戦争への道は許さない! 12.8 北海道集会」 「標的の島 風(かじ)かたか」上映会 (自治労会館)
 12月5日(水) 「公契約条例の制定を目指す札幌市民集会」 札幌市公契約条例を求める会 (自治労会館)
 12月19日(水) 「戦争をさせない」総がかり行動 (大通り西3)
 12月28日(金) 札幌パートユニオン 第34期第3回定例学習会 (札幌すみれホテル)
 札幌地区ユニオン第10回執行委員会(拡大)・望年の会 (札幌すみれホテル)
 2019年1月19日(土) 「戦争をさせない」総がかり行動 (北4西4)
 1月19日(土) 北海道地域ユニオン 第19回定期大会 (TKPガーデンシティ札幌駅前)
 1月24日(木) 札幌パートユニオン 第34期第6回幹事会 (ユニオン会議室)
 1月25日(金) 2019春闘石狩地域春闘討論集会 連合北海道石狩地協 (札幌市教育文化会館)
 1月25日(金) 「沖縄 スパイ戦史」上映会 平和運動フォーラム (札幌プラザ2・5) [地区ユニオン平和学習会]
 2月9日(土) 札幌パートユニオン 陽だまり180号発行作業 (ユニオン会議室)

これから

- 2月19日(火) 「戦争をさせない」総がかり行動 戦争をさせない北海道委員会 18:00~ 北4西4 集会のみ
 2月21日(木) 札幌パートユニオン 第34期第7回幹事会 18:30~ ユニオン会議室
 3月5日(火) 2019春闘勝利! 全道総決起集会 18:00~ わくわくホリデーホール
 3月9日(土) 「原発事故から8年 フクシマを忘れない! さようなら原発北海道集会」
 さようなら原発1000万人アクション北海道 10:00~ 集会とデモ 共済ホール(北4西1)
 3月16日(土) 札幌パートユニオン 街頭宣伝行動
 /札幌地区ユニオン第21回定期総会 15:00~ 札幌すみれホテル
 3月19日(火) 「戦争をさせない」総がかり行動 戦争をさせない北海道委員会 (予定)
 3月20日(水) 札幌パートユニオン 第34期第8回幹事会 18:30~ ユニオン会議室 (予定)

3月23日(土) 札幌パートユニオン第35回定期総会・記念講演会・懇親会

総会 14:00~ 講演会 16:00~ 懇親会 17:30~ 札幌すみれホテル

記念講演会「『憲法改悪』と私たち・・・」講師：北星学園大学教授 岩本一郎さん

- 4月24日(水) 2019春闘石狩地域地場未解決組合解決促進集会 18:00~ 自治労会館4F
 4月27日(土) 第90回全道メーデー 10:00~ 大通り西8
 5月1日(水) 札幌地区ユニオン・メーデーセミナー 15:00~ ユニオン会議室

【179号:誤り訂正 1頁タイトル中・正しくは「第34期」。編集後記中・正しくは「棗一郎弁護士」。大変失礼しました。】

編・集・後・記

すがすがしく新年を迎えたいものだと思っていたが、昨年暮れに暴露された厚労省の統計不正問題で、またしても政府への憤りが沸き起こる。昨年は森友、加計、自衛隊日報隠しの不正で、安倍を先頭とした政府の腐敗に怒り心頭だった。今回の不正は、いぶん以前からのようだが、安倍は不正な数値を基に「実質賃金上昇」と偽りの答弁していた。責任は重い。なのに御用・名ばかり「第三者委員会」のおざなり調査でごまかそうとした。官僚の首切りで逃げるのは許されない。安倍は早々にこの問題の幕を引き、今国会で9条を軸にした憲法改悪の「国会発議」を企んでいる。特定秘密法、集団的自衛権容認・安保法Ⅱ戦争法、共謀罪と、つぎつぎ戦争のできる国づくりを進めてきた安倍が、どう憲法を変えようとしているのか、ユニオンでもしっかり議論し、行動もしていく事が必要だと思う。まずは、今年の総会で議論しよう。講演会には憲法学者の岩本先生をお招きした。ぜひお話を聞き勉強しよう。

今年も「働く者の命と暮らしを守る」「一人はみんなのために、みんなは一人のために」、ユニオンの運動を進めよう。(Y)